

ケアマNET一宮 会則

(名称)

- 第1条 本会は「ケアマNET一宮」と称する。
2 本会の事務局は、その年度の担当事務局におく。

(目的)

第2条 本会は、一宮市にて指定居宅介護支援事業及び、指定介護予防支援事業・生活支援総合事業等のケアマネジメントを実施している事業所のネットワークを確立し、ケアマネジャー及び地域包括支援センターの職員個々の交流と、その業務の専門性の研究・協議及び実践により、利用者が居家で安心した生活が送れるよう、介護保険制度と地域医療・福祉の向上を図ることを目的とする。

(入退会及び会員)

第3条 本会への入会及び会員は、一宮市内のケアマネジメントを実施している事業所及び地域包括支援センター（以下、事業所という）であって、事業所単位にケアマNET一宮（入会申請書）（様式1）を提出したのち、本会委員会の承諾を受けた事業所を「会員」とする。（但し、特別な事情と委員会により認めた場合は、市外事業所であっても入会ができる。）

- 2 会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。
3 本会を退会する場合、ケアマNET一宮（退会申請書）（様式2）の提出があったものを退会と認める。

事業所の休止・廃止等により連絡が途絶えた場合は委員会の判断により休会とする。
年会費納入日、30日を過ぎても納入がない場合は退会とする。

- 4 会員は本会運営のため互助の精神を持ち、本会則第4条の任務を負う。

(委員)

第4条 本会を運営するため会員互助の輪番制による委員をおき、委員会を設置する。

- 2 委員は、以下を選任する。

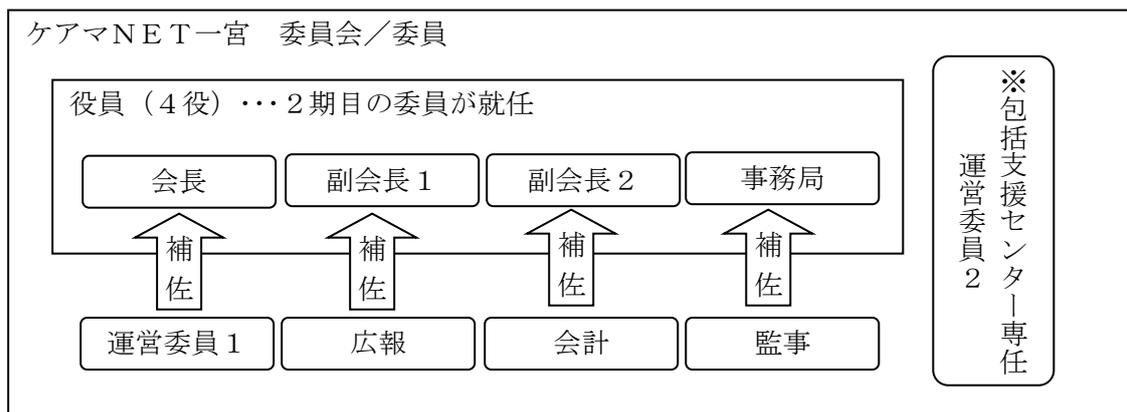
(1) 会長(1事業所)、副会長(2事業所)、事務局(1事業所)…役員/4役

(2) 運営委員(2事業所、運営委員2は包括支援センター専任)、広報(1事業所)、会計(1事業所)、監事(1事業所)

委員の任期は1期を1年とし2期の再任会務を行う。

- (3) 補佐制度により前年度の補佐が補佐していた委員を受け継ぐ。

- 運営委員1(会長補佐) 次年度 会長
- 広報(副会長1補佐) 次年度 副会長1
- 会計(副会長2補佐) 次年度 副会長2
- 監事(事務局補佐) 次年度 事務局
- 運営委員2 包括支援センター



(活動年度及び内容)

第5条 本会の活動年度は、4月（総会・委員就任）より4月（総会・委員退任）までとする。

2 本会は、第2条の目的を達成するために、次の内容の事業を定期的に行う。

- (1) 介護保険制度及び医療・福祉制度等、ケアマネジメントに必要な最新情報の共有及び研究。
- (2) サービス事業者及びその提供サービス等に関する情報交換。
- (3) 一宮市における介護保険制度等の運用に関する改善点の提起。
- (4) 事業所間や地域関係機関及び医療機関等との円滑な連携方法の方策。
- (5) 利用者本位に基づく事業所運営への検討。
- (6) 苦情に関すること。
- (7) 事例検討。
- (8) その他、第2条の目的を達成するために必要な事業。

(定例会)

第6条 定例会は年6回程度開催する。

2 その他、必要に応じて会長が認めた場合開催する。

3 やむをえない事情がある場合、開催を延期もしくは中止する。

(総会)

第7条 総会は年1回開催する。

2 その他、必要に応じて会長が認めた場合開催する。

3 総会は、会員の過半数以上で成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

4 やむをえない事情がある場合、開催を延期もしくは中止する。開催中止の場合は総会を
書面議決にかえて議事の表決を行う。

5 総会を書面議決とした場合、議事は会員の過半数の賛成をもって可決とする。

(オブザーバー)

第8条 必要に応じて、一宮市の職員は定例会及び総会に出席することができる。

(会費及び経費)

第9条 本会は、運営上知り得た事業者および事業所、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員等（以下、事業者等）の秘密および個人情報等について、守秘義務を遵守し個人情報を適切
に取扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がない場合以外には開示しません。

2 個人情報に関する保管期間は3年間と致します。

第10条 会費は、1会員年3,000円とする。

2 会費は、必要に応じて総会にて改定する。

3 ケアマネT一宮の経費は会費をもって充てる。

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会によって定める。

附則

この会則は、平成13年6月22日から施行する。

平成15年4月17日改正

平成17年4月22日改正

平成18年3月 1日改正

平成21年4月16日改正

平成25年4月25日改正

平成27年4月16日改正

平成28年4月21日改正

平成29年4月13日改正
令和2年4月20日改正